協同農業普及事業の実施に関する方針

平成２３年３月

和　歌　山　県

はじめに

和歌山県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という）は、昭和２３年に制定された農業改良助長法（最終改正：平成１６年５月２６日）に基づき、農業経営の安定並びに農村生活の改善に積極的に取り組む農業者への支援を通じて農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、現下の農業・農村を取り巻く状況は、経済停滞等による農産物価格の低迷に起因する農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、耕作放棄地の増加や鳥獣被害の拡大等生産力の減退といった現状に加え、気候変動による環境問題、消費者の食品への安全意識の高まりなど様々な課題に直面しており、普及事業に求められる役割は複雑かつ高度化してきている。

これら現状に対応し、国では平成２２年３月に「食料・農業・農村基本計画」を見直すとともに、同年４月９日に「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という）を告示し、普及活動課題や支援対象をより一層重点化し、また６次産業化への取組支援など新たな要素を加え今後の普及事業の方向性が示された。

本県の協同農業普及事業については、国の運営指針を基本としつつ、和歌山県長期総合計画の達成に向けた農業緊急戦略アクションプログラムが示す方向性に沿って、果樹、野菜、花きを主体とした園芸作物生産県である現状を踏まえながら農業・農村の発展の主体的な役割を果たすべく、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「「実施方針」という。）を定めるものである。

第１　普及指導活動の課題

普及事業は、普及指導員が農業者との信頼関係を構築しつつ直接農業者に接して経営・技術指導等を行い、自主的に農業経営や農村生活の改善に取り組む農業者を育成・支援することを旨として、以下に掲げる事項を課題として普及指導活動を行う。

１　意欲ある多様な農業者による農業経営の育成及び確保等

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者（以下「認定農業者」という）をはじめ、農業に意欲的に取り組む農業者が効率的かつ安定的な農業経営が営めるように経営改善の取組に対する支援を行うとともに、新規就農者及び新規に農業参入する者、経営参画志向のある女性農業者等、意欲ある多様な農業経営の育成及び確保に努める。

２　農業・農村の６次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援

国内のみならず､国際化に対応できる収益性の高い産地育成やブランド化を推進するため、産地自らが将来方向を明確にするとともに、産地の組織・流通体制の強化、生産現場における新技術の導入、生産コストの縮減等の戦略的な取組に対して支援する。

また、農産物の付加価値を高め、農業者の所得向上と経営安定を図るため、消費者・実需者ニーズに対応した加工品開発や地産地消の推進等の産地における戦略的な有利販売への取組を支援する。

３　環境と調和した持続可能な農業生産に向けた取組に対する支援

本県が定めた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」や「バイオマス総合利活用マスタープラン」を基本とし、総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）の実践等による化学資材の投入低減や地域の有機資源を活用した環境保全型農業への取組を支援する。

また、温暖化等の気候変動に対応した生産技術導入に向けた取組支援に努めるものとする。

４　食の安全性向上に向けた取組に対する支援

消費者の食品への安全・安心に対する関心の高まりを受けて、生産現場における資材の適正な使用に対する支援を行うとともに、農業者自らが生産から出荷までの工程を適切に管理する農業生産工程管理の導入及び管理内容の高度化等に対する取組を農業協同組合等関係機関と連携して支援する。

５　農村の振興に向けた取組に対する支援

中山間地域を含む農村地域の活性化を図るため、関係機関と連携しながらそれぞれの地域課題に農業者等が自ら率先して取り組むよう誘導するとともに、農業士等の地域リーダーとなる人材に対して、地域計画づくりや合意形成に向けた取組への支援が重要となる。

このことから、特に、近年問題となっている鳥獣被害対策や耕作放棄地の有効利用に向けた取組、都市と農村の交流など農業・農村を支える活動の推進等の取組を積極的に支援するものとする。

第２　普及指導員の配置に関する事項

高度化・多様化する農業者のニーズや県域あるいは地域の課題に的確に対応するため、次の点に留意した普及指導員の配置に努める。

１　広域担当普及指導員の配置

試験研究機関・行政・農業大学校等との連携や新たな技術の普及や現場での技術改良など専門技術を活かした活動、広域的な普及課題の解決に向けた調整、普及指導員の資質向上を支援するため、広域担当普及指導員を果樹園芸課並びに農林水産総合技術センター企画普及部普及課（以下「普及課」という）に配置する。

２　地域担当普及指導員の配置

意欲ある農業者等の要請に的確に対応できるよう、地域農業・農村の振興方策、重点課題、専門項目等に配慮し、地域担当普及指導員を各振興局地域振興部農業振興課（以下「農業振興課」という）に配置する。

３　農業大学校への普及指導員の配置

県農業大学校における研修教育を充実し、優れた担い手を育成するため、県内の農業事情に精通し、人材育成に情熱と高い指導力をもった普及指導員の適正な配置に努める。

第３　普及指導員の資質の向上に関する事項

１　基本的な考え方

普及指導員に求められる機能は、農業に関する高度・先進的な技術を指導するスペシャリスト機能及び地域農業の実態に幅広い知見を持ち、農業経営や農業技術等の課題解決のためのコーディネート機能であり、これらの機能を総合的に発揮して地域農業の発展を支援するため、普及指導員の資質向上が重要である。

このため、自己研鑽を基本としつつ、国・県の主催する集合研修、派遣研修、職場研修等を体系的に組み立てた研修計画に基づき研修を実施することで、普及指導力のレベルアップ

を図る。

２　普及指導員の研修

（１）実践指導力強化研修

新任者や経験の浅い普及指導員に対し、技術レベルと指導力の向上のために普及指導方法や試験研究機関への派遣等による技術習得を図る研修を実施する他、経験豊富な普及指導員をトレーナーとする現場段階での実践的な普及活動に必要な知識・技術を習得するための研修（ＯＪＴ）を実施する。

（２）専門指導力強化研修

農業者の高度で多様なニーズに迅速かつ的確に対応できるよう果樹、野菜、花き等主要品目を中心に、専門技術に関する知識向上を図るための研修を実施する。

また、経営改善に意欲的な農業者を支援するため、より高度な指導力の習得を目指して、最先端の生産・経営管理に関する総合的な研修を実施する。

（３）総合指導力向上研修

普及指導員として、地域の先導的な農業者や地域内外の関係機関等と連携しながら地域農業を総合的にコーディネートする能力を向上させるための研修を実施する。

また、緊急対応すべき農政課題等に関する研修を必要に応じて実施する。

（４）企画・運営能力強化研修

国が実施する普及活動全体の企画調整等に関する研修に人材を派遣して、普及指導組織の体制強化に努める他、県が独自に実施する職員研修を活用して企画・運営能力の優れた普及指導員の育成を図る。

第４　普及指導活動の方法に関する事項

本県の普及指導活動は、地域の関係機関等と連携しながら、意欲ある農業者や団体等に指導対象を重点化し、行政施策等を効果的に取り入れた活動を行うなど、以下の項目に留意しながら実施するものとする。

１　普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題設定にあたっては、各地域の農業事情に応じて農業者や関係機関の意見を取り入れながら、緊急性や重要性が高いものに重点化するものとする。

また、指導対象は、認定農業者を始めとした農業に意欲的な農業者及び新規就農者、経営参画志向のある女性農業者やそれぞれが関係する団体等に重点化するものとする。

２　普及指導計画の策定と評価

農業振興課は本実施方針に則し、地域農業の実態や振興方向を踏まえ、５カ年を展望した３カ年の普及指導基本計画と単年度ごとの普及指導計画の２種類の普及計画を策定する。

この普及計画に基づき実施した取組やその成果は、活動実績として取りまとめるものとする。

なお、普及計画や活動実績については、行政・農業協同組合等関係機関・団体、普及指導協力委員や農業者の代表等で組織する農業改良普及推進協議会等において協議し、評価・助言を受け、その後の普及活動に反映させるよう努める。

また、県段階の農業改良普及連絡協議会では、外部の有識者等を委員に加え、各地域における代表的な課題について幅広い視点から評価・助言を受け、それぞれの地域の普及活動に

反映させるよう努めるものとする。

３　調査研究の実施及びその成果の活用

農業振興課は、各地域の普及指導課題を解決するため、資料調査や実態調査、実証・適応性試験等の調査研究を広域担当普及指導員及び試験研究機関、地域の生産組織等と密接な連携を図りながら実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

４　試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化

県内各地域の普及指導課題の解決を図るため、普及課及び農業振興課と試験研究機関、農業大学校、就農支援センター等との連携を密にして、それぞれの使命を果たすべく効果的な活動に努めることが重要である。

農業振興課は、普及現場において解決が困難な新たな技術的課題については、広域担当普及指導員と調整を図りながら試験研究機関に研究要望として提起するとともに、試験研究機関で開発された技術成果をそれぞれの地域に適合した技術に加工するための展示ほや実証ほを設けるなど調査研究課題として取り入れ、農業者への迅速な普及に努める。

また、農業大学校や就農支援センターの学生や就農希望者が、課程修了後に就農や就農に向けた活動等が円滑に進むよう、農業振興課が主体的に関係者と連携・調整を図るなど支援に努める。

５　民間等との連携の強化

地域の普及指導課題の効率的な解決を図るため、以下に掲げる事項に留意して関係機関との連携を強化する。

（１）普及指導協力委員制度の活用

新技術の実践や新規に農業参入する者の技術習得の支援を行う指導農業士など地域で先導的な役割を担う農業者、農産加工や流通販売などの専門家や有識者を普及指導協力委員として委嘱し、それぞれの専門分野について普及指導計画の策定から評価に至る段階で協力を得て課題解決の効率化に努める

（２）農業協同組合との役割分担

農業協同組合における営農指導員の設置状況や指導内容等の実情を考慮しつつ、普及指導員との役割分担を明確にし、連携をとって効率的な活動を進める。

（３）その他関係機関等の活用及び連携

法人化や税務相談等の専門分野については、農業会議や県農業法人協会等と連携するとともに、その他特殊な案件については、農業者自らが民間の専門家と相談できるようあっせん・指導する。

また、産学官が連携した地域の取組や、農業・農村の６次産業化に向けた取組を推進するため、関連する農業分野以外の試験研究機関、大学、民間企業等と地域の関係機関や農業者等との積極的なコーディネートに努める。

６　行政施策の活用支援等

（１）行政施策の活用支援

普及指導活動を展開する中で、農業改良資金や就農支援資金等の制度資金や各種補助事業など行政施策を農業者が効果的に活用して経営改善できるよう支援するものとする。

（２）現場情報の発信

普及指導員は、行政機関に対し、行政施策の効果及び推進上の課題や今後の施策ニーズを、試験研究機関に対し、新技術の現場における適応性や新たな技術ニーズをそれぞれ積極的に情報発信するよう努める他、広く一般県民に対しては、普及指導活動の実施状況等に関する情報を発信するよう努めるものとする。

７　普及指導活動体制の整備と組織運営

果樹園芸課、普及課及び農業振興課では、農業改良助長法第１２条第２項各号の事務を行うこととし、そのための活動体制として、地域の実態に応じ直面する課題解決のためプロジェクトチームや各分野別担当者会等を組織し、普及指導員の機能が十分発揮し得るよう弾力的な運用に努める。

また、広域的課題については、広域担当普及指導員を中心とした連絡調整会議等を設置し、迅速かつ効率的な活動を展開する。

８　研修教育の充実強化

本県農業の持続的な発展を図るためには、将来の農業・農村を担う青年農業者等の育成・確保が重要な課題であり、農業大学校及び就農支援センターを中心に関係機関と連携を図り、以下に掲げる点に留意しつつ研修教育の充実強化を図る。

（１）養成部門の充実

本県農業の担い手及び農村地域の指導者の養成を目的として、農業大学校の果樹・野菜・花きの３コースにおいて、先端的な栽培技術や経営管理等に関する実践教育を強化するとともに、県内の先進農業者、関係機関への派遣研修等をカリキュラムに取り入れ、就農意欲並びに指導者としての資質の向上を図る。

（２）研修部門の充実

農業者等を対象にした農業経営・技術や農業機械利用技術等の研修を充実するとともに、就農支援センターも含めＵ・Ｉ・Ｊターンなど新規就農希望者を対象にした農業実践研修を実施して担い手の確保に努める。

第５　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

１　他の都道府県の指導機関等との連携

全国的な普及指導活動の課題については、他の都道府県の普及指導機関と情報交換をしつつ、必要に応じて相互交流を行い課題解決に努めるものとする。

また、多様な地域資源を効果的に活用して地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員や、他産業に係る指導機関との連携の確保に留意するものとする。

２　農業に関する教育への協力

食育、農業体験学習等農業教育は、食と農に対する理解を深めるとともに、将来の後継者の育成・確保の観点からも重要であることから、これらの活動に主体的に取り組む小・中学校、市町村や農業協同組合等団体に対し、カリキュラム作成等の相談、講師派遣、協力農家や団体の紹介等、協力するものとする。